

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
1	就学支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿児島県教育委員会は、就学支援金の支給に関する事務における特定個人情報の取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鹿児島県教育委員会

公表日

令和7年7月29日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	就学支援金の支給に関する事務
②事務の概要	鹿児島県教育委員会では、高等学校等就学支援金の支給に関する法律(以下、「支援金支給法」という。)に基づき、高等学校における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与するため、県内公立高校の生徒に就学支援金を支給する。 当委員会では、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ① 支援金支給法第4条に規定する受給資格認定申請の審査に関する事務 ② 支援金支給法第17条に規定する収入状況届出の審査に関する事務
③システムの名称	統合宛名管理システム、中間サーバー、高等学校等就学支援金事務処理システム、管理台帳
2. 特定個人情報ファイル名	
生徒情報	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表 123の項 ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 [実施する]
②法令上の根拠	【照会側】 番号法第19条第8号 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条 【提供側】 番号法第19条第8号 別表 123の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	教育庁総務福利課
②所属長の役職名	総務福利課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	教育庁総務福利課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5193
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	教育庁総務福利課 郵便番号890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号 電話番号099-286-5193
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1万人以上10万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人以上]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [] 提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [] 接続しない（入手） [] 接続しない（提供）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない		
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会によりマイナンバーを取得するのではなく、申請者からマイナンバーの提供を受け、その上で記載されたマイナンバーの真正性確認を行っている。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 〇 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業員に対する教育・啓発		
従業員に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 ☐ <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	委託契約において、特定個人情報の取扱いに関する特記事項を設けている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	I 関連情報－3. 個人番号の利用	番号法別表一の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	番号法主務省令で定める事務を定める命令の改正に伴う修正
	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【照会側】 番号法別表二の主務省令で定める事務を定める命令 第58条	【照会側】 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	番号法主務省令で定める事務を定める命令の改正に伴う修正
	I 関連情報－4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携－②法令上の根拠	【提供側】 番号法別表二の主務省令で定める事務を定める命令 第58条	【提供側】 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令 第66条	事後	番号法主務省令で定める事務を定める命令の改正に伴う修正
	II しきい値判断項目－1. 対象人数－いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)
	II しきい値判断項目－2. 取扱者数－いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	定期見直しに係る修正 (軽微な修正)